

改正後

現行

別表第一（第四条関係）

別表第一（第四条関係）

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
(略)	(略)	(略)	(略)
十 農林	(略)	(略)	(略)
行政に	(略)	(略)	(略)
必要な	(略)	(略)	(略)
農業及	(略)	(略)	(略)
び林業	その他の事務	十一～十四(略)	十一～十四(略)
の基礎		(削る。)	(削る。)
的事項			
を明らか			
にす			
ること			
を目的			
とする			
基幹統			
計		(削る。)	

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
(略)	(略)	(略)	(略)
十 農林	(略)	(略)	(略)
行政に	(略)	(略)	(略)
必要な	(略)	(略)	(略)
農業及	(略)	(略)	(略)
び林業	その他の事務	十一～十四(略)	十一～十四(略)
の基礎		十五 調査票)	十五 この項第三
的事項		都道府県の農	欄第十六号に規
を明らか		林業経営体の	定する調査票の
にす		調査に係るも	保管に関する事
ること		のに限る。)	務
を目的		の保管に関す	十六 都道府県知
とする		る事務	事に対する関係
基幹統		十六 市町村長	書類の送付に関
計		に対する調査	する事務
		票(国及び都	十七 前各号に掲
		道府県の農林	げる事務に関す
		業経営体の調	る書類の作成及
		査に係るもの	び保管その他前
		を除く。)	各号に掲げる事
		の	務に附帯する事
		回付に関する	

(略)	(略)	(略)	(略)
備考			
一〇三 (略)			
<p>四 五の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。以下この号において同じ。）を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。</p> <p>五 六の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされ</p>			
<p>十五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>			務

(略)	(略)	(略)	(略)
備考			
<p>一〇三 (略) (新設)</p>			
<p>四 六の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合</p>			
<p>十七 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>			務

た場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第十一号に掲げる事務は行わないものとする。

六 第一号及び前三号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄、五の項第一欄又は六の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

七 十一の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。

は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第十一号に掲げる事務は行わないものとする。

五 第一号及び前二号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄又は六の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

六 十一の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。